

広島市告示第72号
令和7年2月19日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 マックスバリュ祇園店
- (2) 所在地 広島市安佐南区祇園四丁目53番7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社フジ
代表取締役 山口 普
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

3 変更事項

別紙のとおり。

4 変更年月日

令和7年3月1日

5 届出年月日

令和7年2月12日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和7年2月19日から同年6月19日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和7年6月19日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位 置	収容台数
1	建物東側（別添図面 3 のとおり）	3 2 台
2	建物東側（別添図面 3 のとおり）	3 2 台
	合 計	6 4 台

(変更後)

No.	位 置	収容台数
1	建物北側（別添図面 3 のとおり）	2 2 台
2	建物南側（別添図面 3 のとおり）	5 6 台
	合 計	7 8 台
	届 出	6 4 台

※駐輪場総収容台数 7 8 台の内 6 4 台を来客用の届出駐輪台数とする。

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場 No.	出入口の数	位 置
1	4 か所	出入口 No.1：駐車場 No.1 北側（別添図面 3 のとおり）
		出入口 No.2：駐車場 No.1 東側（別添図面 3 のとおり）
		出入口 No.3：駐車場 No.1 南東側（別添図面 3 のとおり）
		出入口 No.4：駐車場 No.1 南側（別添図面 3 のとおり）
合計	4 か所	

(変更後)

駐車場 No.	出入口の数	位 置
1	3 か所	出入口 No.1：駐車場 No.1 北側（別添図面 4 のとおり）
		出入口 No.2：駐車場 No.1 東側（別添図面 4 のとおり）
		出入口 No.3：駐車場 No.1 南側（別添図面 4 のとおり）
合計	3 か所	